

またまた発覚！ 管理者の誤った注意・指導！

特別企画第二弾 当直助役編

【次勤務電話確認時】

〇月〇日0時03分頃、〇〇当直助役より組合員宅に電話あり。

△△当直助役・・・「電話確認ですが！」

〇〇組合員・・・「ああ、忘れていました。」

△△当直助役・・・「どこか、出かけていたんですか？」

〇〇組合員・・・「そんなことは、答える必要はないですね！」

△△当直助役・・・「前日に電話がなかったので、業務指示違反となります。0時05分業務指示違反通告です。」

〇〇組合員・・・「ええ～っ？まあとりあえず聞いておきます。」

当該組合員は、当日出勤して〇〇当直助役との電話確認でのやり取りで通告された業務指示違反について□□運転科長に確認

〇〇組合員・・・「電話確認を忘れていましたが、これまで電話確認をしなかった人を私は知っているけど、いずれも業務指示違反などになっていません。それに比べ私だけが業務指示違反を通告されるのは、著しく理不尽です。」

□□運転科長・・・「いや、それはあくまで出勤遅延をしてほしくないということで連絡したということです。言い方（業務指示違反通告）は良くなかったかもしれません。」

〇〇組合員・・・「それでは、業務指示違反ではないということですね？」

□□運転科長・・・「はい！」

そもそも次勤務確認は当直との相互確認で成立し、便宜上乗務員から電話をしているだけです。これまで電話確認をしなかった人の宅に通常常識的範囲の時間帯の21時頃までには、当直より電話がありました。ましてや「業務指示違反」など、自己の時間に通告すること自体「労働契約の基本」が解っていないことになります。

今現在においても、当該の△△当直助役から、当該の〇〇組合員には成立しない「業務指示違反」の撤回も、謝罪もありません。